

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月6日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 長崎県北振興局
- (2) 住 所 長崎県佐世保市木場田町3-25

2 水路測量を実施する区域及び期間

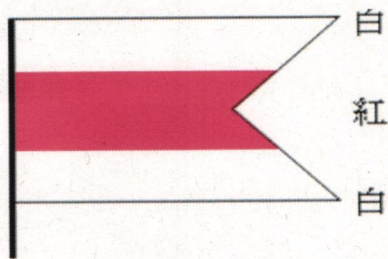
- (1) 区 域 瀬戸港雪浦地区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和8年8月17日から
令和8年9月30日（内5日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深器（千本電機製1200W型）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



付図



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成